

第1章

東松山市環境基本計画の役割



東松山市美しく住みよい環境づくり基本条例に基づき環境基本計画をつくります

東松山市では、平成9年4月より、東松山市美しく住みよい環境づくり基本条例（以下、基本条例）を施行しています。

「条例」は、市民を代表する議会の議決により制定される市の自主的な法規です。

基本条例では、環境の保全についての基本理念を定め（第三条）、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画として、市長が環境基本計画を策定することを定めています（第八条）。

○環境の保全についての基本理念（第三条）

1. 環境の保全は、すべての市民が健康で文化的な生活を営むための基盤である豊かな環境が将来にわたって維持されるように適切に推進されなければならない。
2. 環境の保全は、すべての市民が協働して環境への負荷の低減に努め、持続的な発展が可能な循環型社会を構築していくことを目的として推進されなければならない。
3. 環境の保全は、すべての市民により、地球規模の環境問題を解決するため地域の取り組みとして、日常生活及び事業活動においても実践されなければならない。

○環境基本計画の策定（第四条・第八条（抜粋））

市長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画を策定するものとする。環境基本計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 環境の保全に関する長期的な目標及び総合的な施策の大綱
- 二 第四条第一項各号に掲げる環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
 - 1 緑地、河川、地下水、土壌等からなる自然環境の保全に関すること
 - 2 野生生物の保存、生態系の保護その他生物の多様性の確保に関すること
 - 3 公害の防止に関すること
 - 4 都市の緑化、水辺等の自然環境の適正な整備に関すること
 - 5 良好な景観及び歴史的、文化的遺産の保全に関すること
 - 6 生活環境の保全に関すること
 - 7 市民等が自主的に行う環境の保全に関する学習及び実践活動を積極的に支援すること
 - 8 資源の有効利用並びに廃棄物の減量化及び適正な処理に関すること
 - 9 地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全に関すること
 - 10 前各号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減に関すること

■環境保全についての地域共通のビジョンとして環境基本計画をつくります

本市では、多くの市民・事業所が、ごみを分別して出すなど、日常生活で行えることを中心に様々な環境に配慮した行動を実践しています。また、市民団体の中には、自主的に自然について研究したり、リサイクルや雑木林や河川の保全・清掃活動に取り組んでいる団体もあります。市でも、環境保全のための様々な取り組みを進めています。

今後は、市民、事業者、市が、環境保全のために共通の目標をもち、目標を実現するための取り組みを、密接な連携のもとで進めていく必要があります。

このような事項を定めた環境保全のための「地域共通のビジョン」として環境基本計画を策定します。

■環境基本計画の役割

◆本市の環境の現況をとらえ、示します。

本市の環境保全に関する長期的な目標や、目標を達成するために必要な事項を定めるためには、まず、「本市の環境がどのような状況にあるのか」「本市の環境の、どんなところが問題になっているか」を把握する必要があります。

本市の環境の現状と課題は、各種の統計資料だけでなく、アンケートや市民懇談会、市に寄せられた意見などを取り入れてまとめ、現況を示します。

◆本市の将来の望ましい環境像を定め、環境保全の目標を示します。

基本条例の基本理念を踏まえて、長期的な視点で本市が目指すべき将来の望ましい環境像を定め、それらを実現するための環境保全の目標を示します。

◆環境保全のために市が行う施策を総合的に定めます。

環境保全の目標に向けて、本市が取り組む施策（取り組み）を明らかにします。これまでの環境行政において扱ってきた公害や廃棄物などの分野だけでなく、まちづくりや農業、市民活動に働きかける分野など、市の様々な担当部局が横断的に対応する総合的な取り組みを定めます。

◆地球環境及び地域の環境保全のために、市民、事業者、市が行う事項について示します。

地球環境及び地域の環境保全のためには、市民、事業者、市がそれぞれの立場でできることを行い、三者が協力し合って、「持続的な発展が可能な循環型社会」を構築する必要があります。

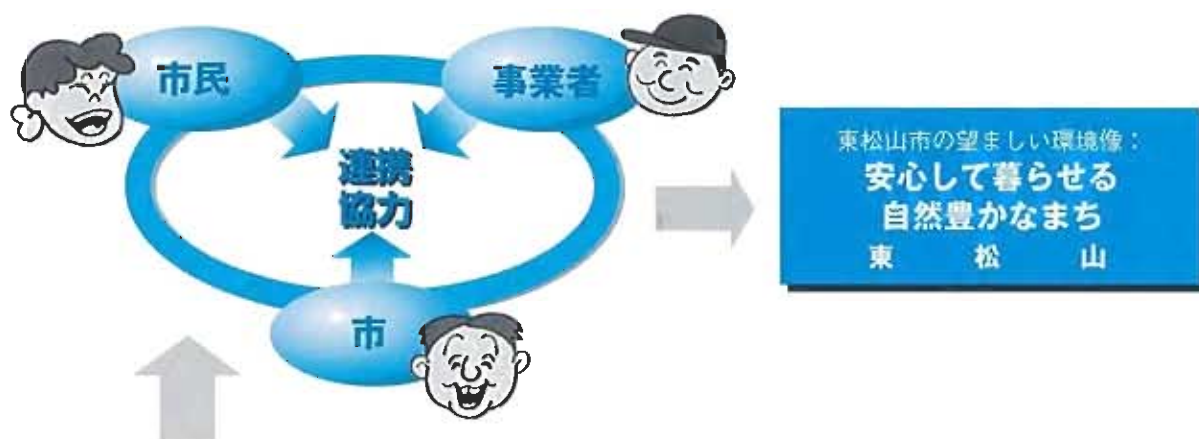
そのために、計画の推進主体である市民、事業者、市がそれぞれの立場で、環境保全のために必要な取り組みの指針を示します。

◆環境保全施策を推進していくための取り組みを示します。

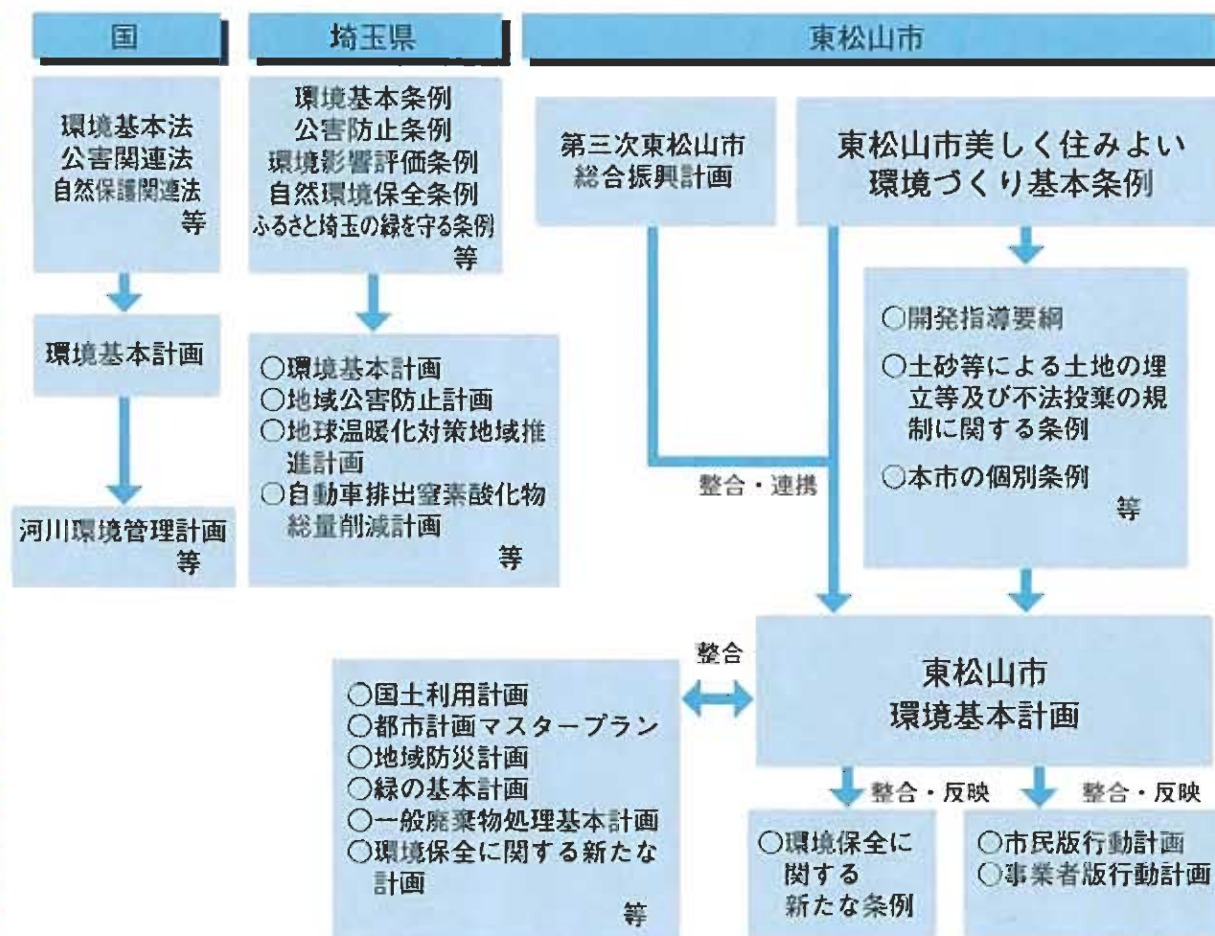
環境保全のためには、環境基本計画で定める環境保全施策が、確実に、継続的に実行されなければなりません。このため、今後、環境保全施策を推進していくために必要な取り組みを示します。

■環境基本計画の位置づけ

環境基本計画は、基本条例を踏まえ、地方自治法に基づく「第三次東松山市総合振興計画」との整合を図り、個別の諸計画との調整・連携を図ります。
また、国や県の関連する計画等との整合性を保ちます。



環境保全のためのルール・計画



3 環境基本計画で扱う環境の範囲

環境基本計画で扱う環境の範囲は、序章で述べた環境問題に対する考え方に基づき、市民生活に係わる環境要素として、次の5つの側面を対象とします。

人の健康・安全に関する環境

- 典型7公害
(大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、土壤汚染、地盤沈下)
- まちの安全性
- 有害化学物質
- 食の安全性



自然環境

- 本市の自然
- 現在残っている自然
- 野生生物の生息空間
- 市民の自然に対する意識



快適環境

- 公園・緑地と歩行空間
- 親水空間
- 文化財
- 景観



資源・エネルギー環境

- 地球環境問題
- ごみ問題
- 水利用
- エネルギー利用



環境への取り組み

- 環境保全に向けて行うべきこと
- 環境を今より良くするために重要なこと
- 環境に関連する市民活動
- 事業者の認識



1

4 環境基本計画の対象地域

環境基本計画の対象地域は、市全域とします。
 ただし、環境の保全のためには、市域を越えて広域的な連携が必要となる
 取り組みもあります。
 それらの取り組みについては、比企都を形成する周辺町村などと、密接な
 連携を図りながら推進します。

1

5 環境基本計画の期間

望ましい環境像や、環境の目標は、21世紀半ばを目指した長期的な視点で
 定めます。環境保全に関する施策など具体的な取り組みは、着実な推進を図
 るため、2010年（平成22年）を計画期間とします。
 ただし、この間の社会状況の変化、環境問題の動向、市民の意向等に対応
 し、5年ごとをめぐりに、必要に応じて計画の見直しを行います。

